

☆特別な事情で学校を休むとき

病気やケガ、家庭の用事などで学校を休む場合は、欠席となりますが、特別な事情がある場合は、欠席扱いとならない場合があります。

1. 親族が死亡した場合（^{きびき}忌引）

児童の父母、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母が死亡した場合

それぞれ5日以内として、お休みが必要な日数を忌引扱いとします。
なお、遠隔地の場合は、往復に必要な日数を加算する場合があります。

2. 出席停止となる場合

学校感染症にかかった場合

学校保健安全法に定められた学校感染症にかかった場合、学校や学級での感染拡大を防止し、病気にかかったお子さんの安静と早期治癒のため、「出席停止」となります。

「出席停止」の期間は、医師の診断により決定し、その間は欠席扱いにはなりません。病気が完治しましたら、医療機関で「登校許可書」（高槻市内の医療機関では無料）の発行を受け、登校時に学校へ提出してください。

多数の児童が学校感染症にかかった場合

多数の児童が学校感染症にかかった場合、感染の拡大防止のため、学級閉鎖または学年閉鎖や臨時休校の措置を取ります。

その際は、学校から各ご家庭にお知らせしますので、該当の病気の症状がない場合でも、外出を控え、家庭で安静に過ごすようご協力をお願いします。

3. 学校感染症について

学校感染症といわれる病気にかかった時は、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。以下のような病気にかかった時は、登校できない理由を学校に連絡していただければ、出席停止扱いにします。登校する時は、登校許可書が必要です。

【学校感染症の例】

おたふくかぜ・水ぼうそう・風しん・インフルエンザ・流行性角結膜炎 など